

測量・コンサルタント業務等入札における最低制限価格の算定方法の見直しについて

このたび、国において、ダンピング受注による品質への影響や業務従事者へのしわ寄せに対応するため（ダンピング受注の防止）、低入札価格調査基準の見直しがありました。

当市におきましても、国の基準見直しを受け、測量・コンサルタント業務等入札にかかる最低制限価格の算定方法について見直しを行い、下記のとおり当該制度の改正を行うこととしましたので、お知らせします。

記

1 見直しの概要

(1) 基準価格の範囲（測量業務のみ）

【現 行】

予定価格の 6 / 10 ～ 8 / 10



【見直し後】

予定価格の 6 / 10 ～ 8.2 / 10

(2) 基準価格の算定（地質調査業務のみ）

【現 行】

地質調査業務

直接調査費の100%

間接調査費の90%

解析等調査業務費の80%

諸経費の45%

の合計額



【見直し後】

直接調査費の100%

間接調査費の90%

解析等調査業務費の80%

諸経費の48%

の合計額

※最低制限価格算定方法の詳細については「3 関係要領」をご確認ください。

2 適用時期

令和元年(2019年)6月1日以降に入札公告(または指名通知)する業務

→公告日(または指名通知日)が令和元年6月1日以降の入札案件から新基準を適用します。

3 関係要領（※下記をクリックすると要領にリンクします。）

[函館市企業局測量ならびに建設工事に係る調査および設計業務最低制限価格制度実施要領](#)